

第12回 子どもに関する政策討論会議（議事概要）

日 時：令和6年2月2日（金）13:00～14:55

場 所：議事堂6階 601 特別委員会室

出席者：子どもに関する政策討論会議 委員 12 人
議会事務局 小西企画法務課長 ほか

資 料：事項書

資料1 子どもに関する政策討論会議提言書 構成（案）

資料2 子どもに関する政策討論会議 提言書（素案）

参考資料 子どもの権利条例 4つの原則

中森座長

ただいまから、第12回子どもに関する政策討論会議を開会いたします。

本日は、年度末に行う提言についての委員間討議を行います。

これまでに委員の皆様からいただいた意見を踏まえ、お手元に配布の資料1のとおり提言書の構成案を、資料2のとおり提言書の素案を作成しました。

それでは、これらについて事務局に説明させます。

小西企画法務課長

それでは、前回までの御意見等を踏まえまして、提言書として取りまとめを進めているところでございますが、本日はまだ全体の成案としてお示しする形には至ってございません。申し訳ございません。

資料1、資料2を御覧ください。本日は、提言として整備をこれからしていくに当たりまして、どのように整理して構成していくか、提言書の中の流れでございませうとか、前文のはじめにの部分でございませうが、この記述、それから加えて御意見をいただきたい点、後ほど御説明させていただきますが、主にこの3点について御検討いただきたいと考えております。

こうしたことから、まず資料2の方を御覧ください。案の前の素案としてございます。こちらで提言書の流れについて記載してございますので、説明をさせていただきます。資料1につきましても、この構成について見ていただきやすいように、資料2の項目名を1枚にして取りまとめております。御参照いただければと思います。

それでは、資料2の表紙の部分でございますが、整理といたしまして、まず、はじめにときて、2のところでは知事への提言の内容。それについては1番で子ども条例の改正、2番でそれぞれの子どもの支援に直接つながるような子ども施策の展開、個別の項目等を記載していきたいと考えております。3番でこれまでにいった検討という大きな構成を考えてございます。

それでは、おめくりいただきまして、1ページをお願いいたします。はじめの部分でございます。これまでの政策討論会議の発足の背景等を記載してございます。かいつまんで御説明申し上げます。

はじめにといたしまして、まず最初のセンテンスでございますが、核家族化や共働き世帯の増加、またデジタル化の進展等、こういったことから子どもを取り巻く社会環境が近年大きく変化していること。そして、孤立やいじめ、不登校など記載をしてございますが、こういった困難を抱える子どもの数が増加していること。それから、次のセンテンスでございますが、とりわけ子どもたちに大きな影響を与えたのは新型コロナの感染拡大であったこと。次の行で、やむを得ない側面はあったものの、密を避けるという観点から学校の休業措置や学校行事の自粛・縮小等、感染防止対策がなされた。そのような対策が長期化する中で、ストレスを抱える子ども、不登校になる子どもの増加が報告されていること。また、学校教育における自然体験活動など様々な体験活動を記載してございますが、また地域や家庭における体験活動が幼少期から青年期まで多くの人と関わりながら体験を積み重ねることで、社会で生き抜いていく力として必要となる基礎的な能力を養う効果があると言われておりますけれども、そういった体験機会が激減したことにより、子どもの心身の健やかな成長への影響が危惧されること。そして、下のセンテンスですが、コロナの感染症という非常事態において、子どもの権利条約によって保障されている様々な権利を顧みることなく感染防止対策が決定された。これを大きな課題と認識して、その対策の十分な検証を踏まえた上で、今こそ子どもの権利と最善の利益を保障する子ども施策を実現していかなければならないとお願いいたします。

2ページをお願いいたします。こうした状況の中とさせていただきます。まず国の動きでございますが、国においてはこども家庭庁が創設され、また、こども基本法の制定やこども大綱の策定、こういった子どもの最善の利益を第一に、子どもの視点で子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れながら、誰一人取り残すことなく、全てのこどもが身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることが

できる社会を目指し、社会全体で後押しするための取組がなされている。その次に本県の動きでございますが、本県においても、次の行で、三重県子ども条例の改正や三重県子ども計画の策定に向けた動きが本格化するなど、令和6年度は子ども施策を更なるステージへ進める上で大変重要な年を迎えることになる。次は本県議会の動きでございますが、本県議会では、子どもに関する喫緊の政策課題について子どもに寄り添った政策立案・政策提言するために、子どもに関する政策討論会議を設置し、子ども条例の改正に向けた検討のほか、執行部や有識者からの聴き取り調査や県内調査、委員間討議などを行ってきたとさせていただいております。これらの調査や討議を基に、三重県議会として、子どもに関する喫緊の政策課題について提言するというところで、はじめにを置かせていただいております。

続きまして、3ページをお願いいたします。知事への提言内容でございますが、ここからはちょっと書き込みがしきれておりませんので、骨子的な記載でございます。今後、肉付けをしてまいりたいと考えておりますが、まず1つ目が、子ども条例の改正についてでございます。記載項目案といたしまして、現行の子ども条例のこと。それから2つ目の点で、子どもを取り巻く状況の変化、子どもの権利保障の必要性についての記載。それから3つ目の点で、子どもの権利を保障し子ども施策を総合的に推進するため、子ども条例の見直しの視点としまして、条例の目的の見直し、子どもの定義の見直し、状況の変化、子どもの参画を得ながら見直していく等について記載をしていきたいと考えております。

そして、その下に個別の施策の展開でございますが、先ほどの子ども条例の改正を受けまして、子どもの権利を保障していく上で取り組むべき施策、本検討会議で調査や討議していただいたものを位置付けていきたいと考えています。記載項目案といたしまして、こういった子ども施策を推進するための必要な視点、その柱についてここで記載をしていきたいと思っております。この四角で囲んであるところを3本の柱と今、仮に整理をしておりますが、こちらにつきましては参考資料としてつけさせていただいております子どもの権利条約4つの原則の資料を1枚、A4の資料をつけさせていただいておりますが、これを参考にいたしまして、この②の子どもにとって最もよいことってというのは当然、全体を網羅するといったしまして、残る3つを提言の整理のために、国のこども大綱と参考に、少し言葉は変えておりますが、この4つの原則のうち、命を守られ成長できること、これを1番の子どもが健やかで安全・安心に成長できるという1つの柱。そ

れから、4番目の差別のないことということ、(2)の生まれ育った環境にかかわらず誰一人取り残すことなく健やかに成長できる。そして、③の意見を表明し参加できること、これを(3)の意見を表明し、社会的活動に参画できる機会の確保。これを提言の3本の柱として整理してはどうかと考えております。

まず、(1)の全ての子どもが健やかで安全・安心に成長できるという最初の柱のところ、子どもの心身の健やかな成長に必要な取組や支援について記載させていただいた上で、幼児期から高等学校までの継続した成長の支援。これは幼保小連携、それに中高も含めた連携をイメージしておりますが、こういったことに触れつつ総論を記載してまいりたいと考えております。

4ページでございます。ここから個別の項目を位置付けておりますが、まず①として体験活動の機会の確保といたしまして、主体性、協調性や自己肯定感等の社会で生きる力を育むために体験活動の必要性について記載。その下、新型コロナによる体験活動の減少や経済状況による体験格差について、体験活動の現状について記載。そして、こういった現状を踏まえて、地域資源を生かした体験活動の機会の充実でありますとか、貧困世帯に対する周知、参加方法への配慮等、提言内容を記載してまいりたいと考えております。

続きまして、②といたしまして、子どもの居場所づくりへの支援として、こちらも自己肯定感を高め、自分らしく過ごせる場所や人や社会と関わる力を育むための場所としての居場所づくりの必要性。それから次の点でございますが、地域コミュニティの減少や世代に応じた居場所、こういったことが不足しているという現状。そして、3番目で、こういった現状を踏まえた提言内容として、居場所の充実でありますとか、ライフステージに応じた居場所の提供について提言内容として記載をしてまいりたいと考えております。

続きまして、③が不登校状態にある子どもへの支援といたしまして、不登校児童生徒数の現状。また、一人一人に寄り添った支援でありますとか、プッシュ型支援の充実や教育機会の確保に向けた学びの多様化などの支援策について記載をしてまいりたい。

④については、子どもが安全、安心に情報社会を生きるための環境の整備といたしまして、多様なICTサービスを活用することの必要性に触れつつ、その影響や危険性に係る現状、スマホ依存や犯罪トラブル等について記載をしてまいります。5ページでございます。これについての現状を踏まえたSNS等の危険性や適正な使用頻度の周知といった情報モラル教育の推進としての提言内容を

まとめていきたいと考えております。

続きまして、2つ目の柱として、生まれ育った環境にかかわらず誰一人取り残すことなく健やかに成長できるという項目について、こちらについてもそのための必要な取組、支援策について総論を記載した上で、①子どもの学習支援として、貧困により与える子どもへの影響、地域や社会からの孤立でありますとか将来の生活水準や就労状況への影響等について記載をしております。

また次に、学習機会の確保の充実や放課後児童クラブの支援拡充についての学習支援策について記載を考えております。

②ヤングケアラーへの支援といたしまして、ヤングケアラー状態にある子どもの影響。心身健やかに育つ子どもの権利が脅かされる可能性や現状といたしまして、子どもからの発信をためらったり、問題が顕在化しづらいということについて記載した上で、提言内容を記載したいと考えています。

③として、発達に課題のある子どもへの支援。こちらについても取り巻く現状、そうした現状を踏まえた提言内容の記載を考えております。

6ページでございます。④外国にルーツのある子どもへの支援といたしまして、こちらもちょうとした子どもの増加に伴う学校の支援が追いついていないという現状。こうした現状を踏まえた提言内容を記載してまいりたい。

この②③④の後にアスタリスクをつけさせていただいておりますが、こういった項目につきまして、本政策討論会議でもう少し御議論をいただければなどというところで、この3項目について御意見を賜ればと思っております。

最後、(3)で3番目の柱として、意見を表明し、社会的活動に参画できる機会の確保として、こども基本法、子どもの権利条約の精神にのっとり、子どもの意見を聴き、社会参画を進めることの必要性や意見表明する機会を提供する上での必要な視点について記載をしてまいりたい。

(4)の全体を通してといたしまして、財源の確保でありますとか、②子どもの視点に立った施策の展開として、執行部の取組姿勢や取組の進め方について、全ての部局が取り組むんだということや専門家の意見等を聴く機会を設ける。また、その下でございますが、目標項目や目標値を設定する際の考え方について記載をしてまいりたいと考えております。

7ページ、8ページにつきましては、これまでに行った検討といたしまして、第1回からの項目について記載をしております、最後9ページでございますが、提言項目には反映しなかったが、本政策討論会議でこういった意見もあった

ということを執行部の取組の参考にされたいということで、子どもの医療費、県内どこに住んでいても安心して医療を受けられる環境が整備されるよう、市町間で差がある現物給付の在り方について議論を進める必要があるとの意見があったということ。それから、学校給食といたしまして、良質な給食を提供することが子どもの心身の健やかな成長につながることから、無償化も含め、学校給食の費用負担の在り方について議論を進める必要があった。こういう意見があったということをご記載してございます。

こういった流れで提言書の方をまとめていきたいと考えております。

御意見賜ればと思います。よろしく願いいたします。説明は以上です。

中森座長

ありがとうございました。

資料1と資料2、構成並びに素案ということで、今日、皆様方の意見を整理し、多く反映というか、できるだけ全てを反映する内容に整理をさせていただいております。

今日、皆様方、この後、御意見をいただくと同時に、次回の政策討論会議では、本日のこの内容を基に、提言書のいよいよ正副座長案をお示ししたいと考えております。そういうことを前提に、まず、本日お示したこの流れを、今、事務局から説明させましたので、この点について、皆様方から御意見をいただいたら、今後の整理、我々、正副座長案に反映するべき内容については反映したいと考えていますので、忌憚のない御意見を本日は本日としていただくと。また、次回は次回でまたいただく機会をもちろん設けますけども、今日の段階で御意見があれば、まずはお伺いしますので、御発言をいただければと思います。

今井委員

はじめにの中で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大であった。未知のウイルスへの対応ということもあり、やむを得ない側面があったにせよっていうところはまだ理解できるんですけど、人それぞれ考え方違うと思うんですけども、一番下の段で、新型コロナウイルス感染症という非常事態において、子どもの権利条約によって保障されている様々な権利を顧みることなく感染防止対策が決定されたということをご大きな課題として、僕はこれはちょっと書き過ぎだと思いますね。僕はですよ。やっぱり未知のウイルスから子どもたちの命や健康を守

るために様々なことがされて、結果として、やっぱり上に書いてあるようなこと等も発生してきたと思うんですけども、この権利条約によって保障されている様々な権利を顧みることなく、ここはどういう意図で正副座長こういう言葉を使われたのかっていうのを教えてもらってよろしいですかね。

要は、国がとってきたことや県がとってきたことを否定しとる、批判しとるわけですよ。一方で、コロナ禍で子どもたちはいろんな大変な環境だったけど、新たな取組をしたり、新たな気づきをしたりっていうのもいくつか発表されとるのも聞いたりするんですけども、マイナスばかり書いてある中で、最後にこの顧みることなく大人たちがやったっていう、ここまで書き切っているんですかね。この辺ちょっと正副座長、どういうことでここまで書き込んだのかなっていうのを教えてください。

稲垣委員

これ正副がまとめてもらっただけで、僕が言った意見をおそらくまとめていただいたんだと思うので、私の思いをずっとここで言っていたので、もう一度申し上げておくと、私はむしろこれでも弱くて、僕は謝罪するぐらいのつもりでやった方がいいって何度もここで申し上げたと思うんですね。大人がやっぱり子どもに謝るべきだっていうぐらい私は思っています。このコロナの3年半、4年近くのこととは。

ただ、そう言うものの、今井委員も言っていたとおおり、全てが悪かったわけでは当然ないのはそうなんですけれども、そのあたりはもうやむを得ない部分もあったっていうところで書いてもらってあるのでいいと思うんですが、やっぱり基本的に、当初やむを得なかったけれども、今なお、例えばここに書いてあるような過度な感染対策とかいうことを続けていたりとか、マスクがとれない状況があったりだとか、今、いろいろ起こっている状況を見ると、一度やっぱりこれはやり過ぎだったっていうことを言わないと、なかなか前へ進めないんじゃないかっていうことはこの場でも何度も申し上げて、本来は一度ちょっとやりすぎました、すいません、極端な話ですけども、そういうぐらいまで言ってもいいんじゃないかなということは思っています。

ただ、そうやってなかなか謝罪するっていうことは書きにくいので、おそらくここに子どもの権利条約っていう基本的に条約の中で保障されている権利ということを改めて私たちが認識する必要があるんじゃないかっていう意味に書い

ていただいたのかなというふうに思っているのですが、私はまだちょっと弱いんじゃないかと思ってますけれども、こういう書き方しかできないのかなって逆に思ったところです。

今井委員

これを検証しないといけませんよね。稲垣委員は以前からいろいろマスクのことを言われています。今、自由になったとはいえ、子どもたちもしたい子はしとるでしょうし、取れと命令も大人からもできないでしょうし、そんな中で様々、現在も続いていることもあると思うんですけども、こうなると新型コロナウイルス感染症対策が全て誤りやったっていうことを三重県議会としてここに載せるという形になるのかなと思いますので、ここはちゃんともう一度、これを書き込むということについてはいろんな御意見もあると思いますけども、稲垣委員はまだ弱いと言われましたけど、僕は、結構そこまで断定をするにはそれだけのしっかりと我々も勉強して理解をしないといけないと思いますので、その意味ではちょっとこのはじめにのところで、今回の提言でどう書き込むのかっていうのは、ちょっと一遍持ち帰らせてもらいたいなと思いますね。

これはもう一度確認させください。国、県、市町、教育委員会がやったことの一部が子どもたちの権利を損なった、顧みてないっていうことを言ってるってことです。学校現場で行われていること。

稲垣委員

僕が答えていいかどうかかわからないですけど、私、ちょっとそこまで読み取るのかなって逆に思って、やったことを全て否定してるふうに捉えられるのかなって逆に思って、これを読むと、子どもの権利条約によって保障されている様々な権利があるわけですよね。これもあるのは事実だと思うので、様々な権利があって、そのことを、感染対策をやっぱり優先したので、なかなかそこまで顧みる余裕がなかったっていうのは、私は事実だと思うんですけども、そのぐらい感染対策が優先されたわけで、そこにはやっぱり課題もあったっていうのが参考人の方から話も聞いて、例えば、分科会の中にもなかなかそういったことを専門家も入れられなかったし、専門的な知見も求められてないっていう話もありましたし、余裕はなかったと思うんですよ、実際。やっぱりそのことは、我々は課題として認識する必要あるって言ってるわけで、やったことを否定とかじゃな

くて、起こった事実が書いてあるのかなっていうふうに私は捉えていいんじゃないかなと思うんですけど、今井委員が言われるように、何もやったことを否定しているわけでもないし、やむを得なかった部分もあるけれども、やっぱりやり過ぎた部分があるから課題が出てるんですよねっていうところも共通の認識として書いてもらってあって、それがこういう非常事態だったので、条約で保障されているものについて、余裕を持って考えながら対策が打てたわけではないと思うんですよね。そこは共通認識としていいんじゃないかなっていうふうに思うんですけど、否定したわけではないというふうに僕は捉えますけどね。

今井委員

持ち帰りしたいと思います。

顧みることなくってというのが本当にそうやったんかどうか。いろんなところがやってきた感染症対策というものが、本当に余裕なく、子どもの権利とかは関係ないんやということで、本当にやられてきたのかどうかっていうのはちょっと、その辺どうなのかなっていうふうには思っておりまして、ここはマイナス面しか書いてないんですよね、はじめのところは。書かれてないのかなと思うんですけども、本当にそれでいいのかどうかも含めて、ちょっとここは個人的に気になるしますので、もう1回、今日いただいたばかりであれなので、読み込みをさせてもらいたいと思います。よく稲垣委員のおっしゃられることもわかるんですけど。

中森座長

それぞれ稲垣委員のおっしゃることも、今井委員の感じられてることも承知しました。

他の委員もどのように、今のこのお二方の意見交換を見て、もし何かこれに関して、まずは他の委員でどのように思われるかによっては、この文章をこのままにするのか、今後、少し工夫をして、少し文言を変えるか。それは今後、次回までに整理をしたいなと思っていますけれども、現段階でお二方以外の方で、何か御意見をお持ちであれば参考にしたい。

東委員

今の顧みることなく決定されたっていうこの表現の在り方については、やっ

ぱりちょっと違う言葉を使われた方がいいように思います。文言を変える。例えば、感染対策を優先してとか、例えば、決定したっていう言葉もちょっときついで、学校休校するとかっていきなり発表されたのも驚きました、正直。でも、それを上回るだけの危機感があったんじゃないかなと、そのときは。決してそこは、政治的な判断は非常に微妙やったと思います。ただ、今の時点において、そのことをとやかくは言えないので、ただ前向きな形で、総合的に顧みることなくというよりも、やっぱりその時点においては、判断はそう選択してきたわけですから、何かちょっと言葉はやっぱり変えられて、表現を変えられた方がいいなと思います。

中森座長

という御意見ですが、他の委員の方は。

小島委員

そんなに真っ向から反対していることを言われているようには、議論聞いていてあまり思いません。

東委員が言われた書きぶりをということもそうかもしれないというふうに思います。最初は致し方なかったけれども、そのことが継続することによって起こってきたであろうと考えられること、それがそのまま続けられていることに対する検証をしなければいけないのではないかということもあると思うので、例えばそのいろんなことを継続してきたことに対する評価がきちんと行われているとは言いがたい現状があると思うんです。それはそうだと思うんですよ。そういう何か少し書きぶりを変えれば、お二人の言っていることが全く違うことを言っているとはあまり思いませんので、こういうニュアンスを捉えていただいて、文章の書き方を少し整理していただいたらいいのかなと、このことについて私は思います。

中森座長

他の委員さん、どうですか。

私がちょっとしゃべるのは控えたいけど、独り言として私見ですけれども、当時、休校については、県内各市町に、実は小学校、中学校というのは、三重県教育委員会が命令したわけでも実はないんです。提案をしただけです。提案をして、

各市町の市長、町長が最終判断したように聞いていまして、県内でも差がありました。タイミングとか時期とか、結果的には応じた市町が多かったみたいですが、保護者からも、なぜうちの市は、どここの市は先にしてるのにみたいな、そういうような一般の保護者から、他市の様子を見ながら、他県の様子を見ながら、保護者が少しざわついたという意見を聞きながら、三重県として絶対命令でなく、各市町長さんが最終判断をされたというふうに伺っています。

例えば、奈良県の方は全然違う方向だったというふうに、奈良県の教育委員会のはね。それは奈良県の話だから別にどうでもいいけども、隣接する我々からすると、えらい県によって違うんやなど、知事によって違うんやなど、こんな感じは持ってましたけども、そういうような全国一律に全国統一にはなっていないという、それぞれの自主性を生かしながら、御判断はそれぞれの判断という地域性を鑑みて判断されたというふうに、当時ですよ。結果的には、いろいろとそうやってなったということで、それがよかったかどうかというのは、さすがにエツというときもありましたし、当時の判断は一概に間違えとは言にくいところもありますので、それはなかなか検証しにくいところがありますけども、今となってはそうやって後のことを言うのは、いろんな表現方法があろうかと思えますけども、一定の評価なり検証というのは大事ななと思います。

この件については、今日、これの結論を出すつもりはないんやけども、他の委員の皆様で何か御意見があれば参考にしたい。正副案を作る際に参考にしたいので、ほかに意見ないようでしたら、今井委員の指摘、それから稲垣委員の思いか狙いというのはそこです。東委員が少し御提案、修正をしてはどうかという御意見。小島委員のお二方の話はそう違う方向には向いていないから何とか整理してはどうかと、こういうような御意見だったというふうに思っていますけれども。

今井委員

稲垣委員の言われてることも本当に今となつてはよくわかるんです。本当に非常事態において、いろいろとやってきたことが後から子どもたちに、上にあるようなこういった今の問題やストレスも抱えさせてしまったというのは事実だと思っております。

ただ、ちょっと文章的に、個人的なことを言わせてもらいます。新型コロナウイルス感染症という非常事態において、感染防止対策を優先するあまり子ども

の権利条約によって保障されている様々な権利を損なうような決定がなされたということを大きな課題と考える。それは僕も一緒なんです。文章をちょっと変えただけですけど、今、言っていたように、感染防止対策を優先するあまりにちょっと損なわれた部分があるということは僕も事実だと思うので、今みたいな文章だったら僕はすっきりと落ちるんですね。

中森座長

今、最後に今井委員がいろんなことを総合的に御発言されたので、その線でこの正副座長案としては参考にさせていただいて整理したいと思います。

稲垣委員

今、もう正に今井委員が言っていたことは、私が言ったことと同じことを言っていた。その辺りで整理をよろしく願いいたします。

中森座長

事務局、今の話を聞いていただいてわかりましたか。

小西企画法務課長

先ほどいただいた御意見を踏まえまして、検討して次回提示させていただきたいと思います。

中森座長

このほかに、これ以外の項目で、本日、何かお気づきの点について。

稲垣委員

はじめにのところで、ちょっとどうでもいいことかもわかんないですけど、2ページの第1段落のところだけ、こどもが全部ひらがななんですけど、あとはみんな子どもで、これは何か意味はあるんですか。たまたまですか。

小西企画法務課長

国の関係は、こども基本法とかの表現で、ひらがなのこどもを使っておりました。確かに並べてみますと、御指摘のように、漢字とひらがなが混在する形にな

っておりますが、国はこども基本法の表現です。

中森座長

これは難しいところで、法律の名前とか難しいね。障がい者の法律も一緒やね。子どもの法律も、障がい者の法律も漢字を使うところあるんよ。

稲垣委員

座長の整理で、法律の名前とか役所の名前は決まっているのでいいんですけど、はじめにの文章に出てくる子どもは統一していないとちょっと変かなって言うので、ちょっとその辺りだけ整理をまたしてもらえますか。

中森座長

ちょっと考えます。御意見をいただきました。ありがとうございます。
引き続き、何か他に皆さん方から。

石垣委員

この内容をまた会派の方でも共有をして、これは議会で提出ということになるので、ぜひ会派の方で共有をして御意見を賜る時間をいただきたいと思っております。

そういった中で、我々もこれを説明させていただく中で、1点、この3ページ目の2の子ども施策の展開のところから(1)のところの4ページ目から①②③④と続いていくこの順番等は、1 2 3 4で順序づけされてるんですけど、これあくまでも別に順番は関係ないということなのか。それともこの意見の、我々のこの討論会議の中でこういったそれぞれの意見を皆さんいただいた中で、体験活動機会の確保というのが非常に多くて議論が深まったところだから①という順序づけをされているのか。その辺りの意味合い等があるのであれば、ちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

小西企画法務課長

体験活動等につきましては、12月の申し入れのときも議論していただきました。濃淡をつけているわけではございませんが、そういったところから体験活動をまず最初に出して、あと居場所づくり、不登校としておりますが、順番は変更

も可能だと思います。

中森座長

という順番については、何か特定の順番にはしていないということですが、石垣委員の意見はどうか。

石垣委員

そのようであれば、ちょっとその辺りも含めて会派の方に説明をしたいと思います。そうすると、全体的に次の5ページ、6ページの部分も別に順番というのは、①②の子どもの学習支援、ヤングケアラーの支援等と続いていきますけど、この辺りの順番というのはそこまで、先に書いてあるから重要視してるんだっということでもなく、全てが大事という認識でよろしいということですね。

小西企画法務課長

(2)につきましても、学習支援につきましても12月の申し入れの際にも御議論いただきましたし、そのあとヤングケアラーでありますとか、発達に課題のある子どもへの支援という御意見もいただきましたので、この並びにして整理をしておりますが、順番はこうでなければいけないということではないかと思えます。

中森座長

あと、今、ちょっと触れていただいた会派への説明とか、ちょっと触れられたので、少し補足説明させていただくと、今日はこれ素案です。今日の意見と、次回にもこの素案に基づいて皆様方から意見をいただくと。この2回の御意見をいただいて、素案じゃない案を作りたい。案を作りますので、その案を基に、いわゆる会派にお持ち帰りいただいて、それぞれの会派の皆様方から、委員として皆様方は出ているお立場も含めて、もし委員でない他の会派の意見があれば、もちろんその案に対しての意見はいただける機会を設けたいなど。全体としてそれで済めば、さらに修正を加えて成案とすると、このような流れはあります。

石垣委員

そうすると、私もこれからのこの進め方があまりちょっとわかってないんですけど、今日と次回で我々のメンバーから意見を聞いて、それを基に正副座長案を作ってください、なので9日の日もこのメンバーの意見交換をして、次の2月14日の日に案が出てきて、それを基に22日までに会派の声を持ち帰ってここで議論すると、そういう流れでよろしいということでしょうか。

小西企画法務課長

スケジュールにつきましては、この後の委員協議でお諮りをさせていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

今井委員

石垣委員が言われたのはそのとおりで、委員協議で今後のことはわかるんですけど、この素案からこの案で、会派の皆さんへの聴き取り、それが先ほど言われたその日程の順番でええんかどうかという確認やで、ここはここで言っどももらわんと、今日どこまでどうしたらいいのかっていうのが。

小西企画法務課長

本日、この素案を御議論いただきまして、次回には肉付けをした全体の案をお示ししたいと考えておりますが、先ほど申し上げましたように、予定では次回は2月9日ということでお諮りをしているところでございますが、そのスケジュールにつきまして、この後ちょっと御相談をさせていただければなと思っっている次第でございます。

中森座長

繰り返しますけど、いずれしても各委員で、皆様方で、まず正副座長案を皆様方に共通として皆さん方の御了解を得て、それを基に各会派にお持ち帰りいただいて、会派の意見をいただきながら最終案に持っていきたいと思っっていますが、事務局、発言ありますか。

小西企画法務課長

まずはこの討論会議で今後の議論も含めまして、先ほど座長申し上げていただいたように、この討論会議での案を固めた上で、各会派で御協議いただく時間

を取ればと考えております。

稲垣委員

今の話を聞いてると、確かに、今、はじめにのところはしっかり書いてもらってあるので、今井委員も意見言ってもらって、私も思いがこういうことでこうなってるんじゃないですか。って議論ができたんですけど、この先の提言からのところはまだ本当に箇条書きというか、こんな意見があつてこんな方向で書きたいです。よって、今、読ませていただくと書きぶりなので、なかなか多分これで会派に持っていっても、何かよくわからんって言ったら怒られますけど、我々は過去に議論してきたので、こういう意見が出たな、あの人の意見やなつていうのがあるので、先ほどみたいに意見言ってもらおうと、これは私が言った意見ですね。ってできるんですけど、これを見ただけでは、この素案では会派へ持っていってもなかなか意見が出にくいなと思うので、我々は、今、ここで意見を出して、言ったことがちょっと違うよとか、言ったことが項目に入っていないやないかとかいうのをまず確認した上で、やっぱり正副座長で案を作ってもらわんと、持っていくにも会派でも議論をしにくいのかなつていうふうに思うので、今日この項目がどうなのかチェックした上で、これを案にするので時間がかかるのかもわからないのでちょっと何とも言えないんですけど、肉付けしたもので、はじめのような形のものでできてこないと、なかなか会派に持っていっても意見を言いにくいのかなつていうふうには感じますけどね。

中森座長

もう私が言いたかったそのとおりですね。正副でせなあかんのも重々わかってるけど、先に案を作っちゃうと、今日はいろんな皆さんの意見をワーツとこう、はじめにだけは一応は整理したんですけど、この中身については箇条書きが乱立してるし、順番もちょっと御指摘いただくぐらいの順番もちょっとどうかなというところも含めてあります。項目に基づいて、この項目ならこういうような表現に変えたほうがいいのか、こういう方向だけという、もし今日はあつたらもちろんいただくけれども、今日の今日、お気づきでなければ次回に整理していきたいなという、次回にきちっと御意見をいただく機会ももちろん設けます。

石垣委員

御説明いただいた内容はわかりました。ちょっと時間がない中だったので、会派にも早急に意思疎通、情報共有しながら進めていかなあかんかなというところがあったので、その辺をいろいろと皆さんの認識もくみ取りながら説明をどうしようかなっていうところを考えていたので、わかりました。いろいろとニュアンスを踏まえながら、またじっくり読ませていただいて発言させてもらいたいと思います。

中森座長

申し訳ないですけどそういうことです。ほかに御意見ございますか。

小島委員

まず、はじめにのところで、ここだけ文章で書いていただいているので、3段落目、これ文章のことですけど、またから最後まで一文なんですよね。これちょっと考えていただいた方がいいなっていうふうに思います。また、学校教育におけるっていうところから、ずっと最後までこれ一文じゃないですか。もうちょっとわかりやすく書いていただいた方がいいなっていうのがまず1点。

それから2つ目が、子どもたちがコロナ禍を経て、いろんな姿、課題が明らかになってきて、なかなか生きづらいよね、苦しいよねっていうことがあるよねっていうところから出発してるというふうに考えれば、私はこの段落の中で使われている、これは文科省でも使われていることは重々承知の上で、社会で生き抜く力という言葉は非常につらいです。子どもたちが、ただ自分が自分らしく生きるということ。そのことをどうやって社会として、大人として保障し合うのかっていうことが一番大事にされるべきだと思うので、私は生きる力だというふうに、今でもなお思いますので、この言葉の使い方こそ、この提言は、私はぜひ皆さんお話し合いをいただいて考えていただきたいと思います。生き抜く力の私の持つイメージは、本当に周りに苦しいことがたくさんあるけれども、そこを自分で何とかして生き抜かなければいけないということが込められているように思っておりません。不登校の状態にある子どもたちは、そのことをよしとする子もいるでしょうし、苦しいと思っている子どもたちもいると思いますが、これはちょっと苦しいなというふうに私自身はどうも思いますので、また皆さんの御意見を聞かせていただければと思います。ここを間違えれば、どんなに字面を並べたところで、求めるものは何か違ったものになるのではないかなという

ふうに思うからです。それが1点です。続けさせていただいてよろしいでしょうか。

5ページの(2)のところにもいろいろ項目が挙げていただいてあって、私はこの項目でいいかなと思うんですが、前も申し上げたかなと思いますけれども、特別な支援が必要な子どもたちという中に、発達に課題のある子どもであったり、外国にルーツのある子どもがいるというふうに考えるので、例えば、③として特別な支援が必要な子どもたちへの支援として、そこに2つそれぞれ起こしていただくという捉えがどうかと思います。なぜなら、外国にルーツのある子どもへの支援が特別な支援であるという認識がまだやっぱり足りてないんじゃないかっていうふうに思うので、その中に括っていただく方がいいのではないかと思います。

そして、今は③ですけれども、発達に課題のある子どもへの支援。これアスタリスクつけていただいてあるので、具体の言及がないということでしたので、私はどうしても学校教育を中心とした体制の充実であったり、あるいは医療体制の整備、その辺りが必要になってくるだろうというふうに思っています。それからもう1つは、その発達に課題のある子どもたちが若者となり、社会に実際つながるようになったときに、そのときにどうしていくかっていうことの支援というのがやっぱり不十分であるというふうに思うので、そのあたりの書き込みをいただいたらどうかと思います。

外国にルーツのある子どもへの支援のところは、やっぱり日本語教育は必要だと思いますので、そこへの言及と、それからやっぱり働くことへのつなぎの部分。ここが三重県の中でどんどん増えている外国にルーツのある子どもたち、今からまだ増えるだろうという予想は容易につきますので、そこはしっかりやっただく必要があると思うので、そのあたりを書き加えていただいたらどうかというふうに思います。とりあえず以上です。

中森座長

ただいまいただいた御意見につきましては、1つ目が「はじめに」のところの第3段落目の学校教育における云々と、生き抜く力について、この文言に対しての御意見をいただきました。

もう1つは、5ページ、6ページにありますように、(2)③発達に課題のある子どもへの支援、及び④外国にルーツのある子どもへの支援について、特別な支

援が必要な子どもへの支援という括りの中で、その中には発達に課題のある子どもたち、外国にルーツのある子どもたちというようなことに、整理の仕方、まとめ方をしてはどうかという御意見をいただきました。

そのこととか、それに関係して何か御意見ございますか。

稲森委員

まず、はじめのところなんですけれども、5段落目の4行目に誰一人取り残すことなくってというふうにあるんですけれども、これはこのままでいいのかどうかっていうことを確認したいのと、多分、誰一人取り残すことなくっていうことであるんだったら、今、これはすごく流行ってる言葉なので、誰一人残すことなくってということがいろいろ出てくるかと思うんですけれども、取り残される側の視点で誰一人取り残されないってというような書きぶりが必要なのかなというふうに思っているんです、日頃。ですので、その辺もちょっと考えてほしいなと。誰一人取り残すことなくってというのは取り残される側の視点が入っていないので、今の流行り言葉で、あれは誤りではないかっていうような話も聞いたことがあるので、そこは一度そういう考え方を持って、考えてほしいなというふうに思います。

具体的な提言のところ、ちょっと具体的なところはどこかって言われたら辛いんですけれども、なるべく県の取組のどこが足りていないからこういうことをしていくべきだってというような、県の今までやってきたことのここが足りてない、ここができてないから、ここを改善していこうよね、みたいな提案になつたらもっといいのかなと思います。以上です。

中森座長

ありがとうございます。

はじめにの中の2ページのところだと思うんですけども、誰一人残すことなくという文言について、残された側の立場の視点をしっかりと重視しながら表現を整理してほしいという御意見。ごもっともですので、それはそのように表現を工夫したいなと思います。

もう1つ御意見をいただいたことに対しましては、これについてはどうかね。皆さん、何か稲森委員の発言に対して、私は同感と思うんですけども、何か御意見があればありがたいんですけども。

小島委員

同感です。書き直していただきたいと。

中森座長

同感ですか。そこで、県のここが足りないということについては非常に大事なことですけれども、これどうですか。整理できるかな。非常に難しいことなので大丈夫かな。正副でいけるかな。

稲垣委員

稲森委員のおっしゃるのに、具体的についでいうのはあれなんですけど、全体の理解の中で、例えばこの大綱を見ていると、ざっと見ると、最後のところに数値目標のところがあって、この指標というか現状値が書いてあるんですね。それに対して、これから数値目標を入れるんだろうと思うんですけど、いわゆる現状というのが足りているのか足りてないのかっていうのが現状だと思って、それに対して数値目標が入ってくるわけですから、具体的に何が足りてなくてこれがこうですよっていうよりも、やっぱりこういうことをしっかり整理していくっていうことかなって、今、言われた意味は。現状がどうで、これから目標をどうしていくんだっていうことを県はしっかりやっていってくださいよと。個々について数値目標を我々が決めるということでは多分ないっていうこの間の議論だったと思うんですけど、こういうことをちゃんとするようになっていうことを提言として言っていくっていうことかなっていうふうに全体として理解はしたんですけど、だからこういうものが本来要りますよっていうことかなということは言ってほしいなと思いますし、今、座長言われるように、具体的な個々まで掘り下げて、ここが足りてないから構成まで議論を深めていくとなると、結構どこまでできるかなっていうのはあるので。

中森座長

気持ちはようわかってる。足りない、足りてないというのは、もしかしたら足りようと、今、進行形かわからんわけや。まだ途中かもわからんので、それがまだ途中やから、まだ足りてない。早くするのわかるとるわと。ここまで行こうと思ってるのに、今、ここでやかましい言わんといてと。今、ここまで来てるんか

というのも足りてない。

でも、気づいてないこともあるわけよ。うっかり、そうだったのかという、これも足りてないわけやね。議員から言われて、県はそういう視点があればそういうことやったんかというのも足りてないかもわからん。そういうところは、足りてないところのたくさん種類があるかなという気はするんです。県もそれは無視するとか、気づいてないところがもしかしたらあるかもわからないし、それは大事なこと。気づいてても足りてないところあるわけや。予算的にはここまでしかできない、次はここまで来てると。医療費なんか特にそうやし、お金、財源に関わることは足りてないかもわからん。そういうことについては、無限にお金があればできるけど、そうもいかんという状況の足りてないところもあると、これは確かにあろうかなと思います。

でも、議会は、足りてないことはしっかりと言わなあかんわけや。これはもう同感。稲森議員の思っていること、私も同感やけど、どういう表現をするかはちよっと正副座長案を作るときには非常に難しいなと思いました。

稲森委員

今までも特別委員会とかでいろいろ作って、いろんな提言してきたと思いますが、それが子どもだけに限らず、他の特別委員会にせよ、いろんな政策討論会議にせよ、総花的な提案をして、それは一般論で言えば課題だよねという内容を提言して、それは誰もがそのとおりでとは思っただけけれども、じゃあその提言したことがほんまに県のどこの施策にどこの予算の中に生かされているのかっていうことは非常に何か疑問に感じてきたんです、これまで。

だから例えば、これまで県で子どもの貧困対策計画なんていうのは過去にずっと進めてきたわけで、例えばそういうところで、こういうところが子どもの貧困対策計画の中でこういう目標があるけれども、これは進んでないじゃないかっていうことは現時点でも言えることであったり、そういうところは何か具体的にどこだって言えって言われたら難しいのであれなんですけれども、その提言することへの基本的なその姿勢というか考え方として、やっぱり持つておくべきではないかというぐらいに思っているんですけれども、伝わっていますかね。

中森座長

よくわかりますよ。それはもうごもっともで反論するつもりは毛頭ない。それは昔からというか、日本はこういうようなお国柄とか家庭の事情も違うわけや、外国と比べて。日本は日本なりにやってきたわけや。それは、その時その時に修正を加えて施策としてやってきた。家族の在り方であれ、子どもの育ち方であれ、教科書ぐらい公が出さなあかんやないかとなってきたと。給食も公が出さなあかんやないかと、こういうふうにどんどん変わってきてるわけです。それはどのような教育に予算をかけるかというのが、OECDに比べたらこの位置やということやんかと。でも福祉はこの位置やんかと。でも税金はこういうようなとり方やんかと。間接税はこんだけやんかというようなことがあって、消費税は違うとか、いろいろものすごい複雑な要素が絡んできて現在があるわけや。三重県も愛知県と比べて、東京と比べてどうやということになるわけや。それが果たして良いのか悪いのかっていうのは、三重県としてやはり愛知県より劣ったらあかんとか、大阪のようにせなあかんとかいうことは当然、議員として言うたらいい。三重県全体としてどの位置にあるかということになってくるので、当然この会で三重県らしさ、国でも異次元って言うてるぐらいやから、今までと違うと思う。そのために必要な貴重な県民の税金を子どもに対してシフトしていこうという姿勢が少しずつ現れてきたんちゃうかなという気はする。だから、ここで我々が提言するのは、しっかりとした提言をしたらいいと思う。どこが悪い足りないとかいうのはもうみんなわかってると思うので、それ言われたらそうやということになると思いますけどね。ちゃんとやりますけどね、正副は。

稲森委員

話題を変えます。最初に言うたところ、これ取り残さすことなくっていうのは、これ単純な間違いですか。

中森座長

2ページか。これどう変えたらいいんかな。誰一人取り残されることなくやろ。

稲森委員

されることなくがいいと思うんですけど。

杉本副座長

国は、誰一人取り残すことなくだけれども、稲森さんはそれを取り残されるっという側で書いたほうがいいという意見だったのですが、そのどちらでもない、さすことなくってというのは、誤植ですかという質問です。

小西企画法務課長

申し訳ございません。誤植です。

稲森委員

ですので、全体的に取り残されることがないってという視点でお願いしたいなと思います。

中森座長

ということですので、認識は我々もそう実は思ってるんやけど、そう書いてあるなということでした。すいませんでした。

それは誤植ですので、文言については「取り残されることなく」に統一して徹底したいと思います。

いろいろと御意見をまだまだいただくんですけれども、1時間を要しましたので、一旦ここで休憩をして、再開を14時15分からといたします。

暫時休憩いたします。

(休憩)

中森座長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほどに続いて質疑を続けます。御意見のある方は挙手願います。

藤根委員

はじめにのところは、特にここっていうことではなくて、文章がやっぱり長いんです。先ほど小島委員が言われましたけれども、文章が長いので1つのセンテンスが。もう少し短くしていただいて、その方がわかりやすく伝わりやすいかなと思いますので、ちょっと御検討いただきたいなと思います。

Ⅱの提言のところですけども、先ほど小島委員から5ページ、6ページの③発

達に課題のある子どもへの支援と④外国にルーツのある子どもへの支援を1つにしたらという御意見もありましたけども、私も特別な支援の必要な子どもというか、そういった項目で括っていただいてもいいのかなというふうに思っています。

発達に課題のあるって言っても、いろんな子どもたち、一人一人状況が違う中でありまして、1つを取り出すというよりも特別なということでその中に1つ入れていただくような形にしてほしいなと思います。

それから、外国にルーツのある子どもたちへの支援っていうのは私もそうですが、やっぱり人口減少を止めないといけないと言いつつも、人口減少が進んでいく中で子どもたちが少なくなっている。その中でやっぱり比重として、外国にルーツのある子どもたちが増えているのは事実ですし、これからもそれは増えてくるんじゃないかなというふうに思っていますので、やはりここへの力の入れ方というの、やっぱり行政がもう少し関わっていくっていう姿勢が大事なんじゃないかなというところは思っています。

それから、6ページの全体を通しての財源の確保のところですけども、こども大綱の資料で送っていただいたのを見させていただいても、こども大綱を推進するために必要な安定的な財源についてという書き方をされています。やっぱり子ども施策をしっかりと進めていこうと思えば、その施策を進めるための安定的な財源というのがどうしても必要だと思いますし、なかなか難しいこととは思いますが、どこから持ってくるのか、子ども基金というところも以前出てましたけども、どこから子どもたちの成長支援のための財源を確保していくのかというようにところもしっかり書き込んでいく必要があるのかなというところは思っています。以上です。

中森座長

ありがとうございます。

総論的に御意見をいただきました。はじめにという全体を通して、もう少し1つの文章を短くわかりやすく表現したらどうかという御意見で、これもごもつともなことです。できるだけそのように反映したいなと思います。

個別の話いただきまして、小島委員のフォローかなというふうに思います。それは先にいただきましたので、参考にさせていただきながらまとめていきたいなと思います。

あと、財源の話をいただきましたので、財源確保について記載をしながら、子ども基金という具体的な財源の話も出ましたけれども、子ども基金というのは当然必要なのか、その子ども基金のものの財源が実はあるわけで、これはそれぞれの基金に対する子どもに対しての率で今は決められてるかのよう聞いていまして、この率を変えるとかというのは、執行部の方で対応することとなりますので、この場でとか、議会がここでメスを入れるっていうのは非常に他者に影響するものは当然出てきます、他の団体に。簡単にはちょっと今ここで、どの部分をどう持ってくるかというのは、この場では議論はちょっとしにくい部分があります。財源確保するのは当然必要ですので、具体的な、どのお金を持ってくるというのは、この場では触れるのは厳しいという状況については御理解いただきたい。

藤根議員

その部分はわかっていますので、難しい問題があるというところは重々承知していますが、ただ、ここまで話して子どもの支援というところを提言していくとなれば、やはりしっかりとした安定的な財源確保という言葉に値するものは何なのかっていうようなところは、今後、執行部に考えてもらうことになるのかわかりませんが、自分たちとしてもしっかりそこは考えていく必要があるのかなっていうふうには思っています。

中森座長

そういうことも含めて、財源確保には表現を工夫しながら、許せる範囲の表現にさせていただきたいと思います。

続けて、御意見ありましたら。

今井委員

自分の意見は1つだけで、3ページの全ての子どもが健やかで安全・安心に成長できるというところの記載項目案を書いてもらってありまして、子どもの心身の健やかな成長に必要な取組・支援等について、幼児期から高等学校までの継続した成長支援等に触れつつ総論を記載ということで、これありがとうございます。それと、あと、ここにもう1つ、各主体の連携強化っていうニュアンスも入れてもらって、ここを作り上げていただければありがたいなというふうに思

いますので、これが1つお願いしたいことです。

先ほどの意見の中で、財源の確保のところ、本当に藤根委員の言われたこと、まさしくそうだと思っています。ですので、6ページに書いてもらってある子どもに関する施策の充実を図るために必要かつ安定的な財源確保について、記述をしてもらいたいと思います。例えば、こんなことっていうのは出せるのであれば、今、難しいということですけど、例えばこういう子ども基金の部分のところを書けるようであれば、いっぺん御検討を、例として挙げられるようであればお願いしたいと思います。

最後に1点。先ほど小島委員、藤根委員も言ってもらった、特別な支援が必要な子どもたちの中に、この米印の2つ目の②にあるヤングケアラーはそこに入らないのかなと思って、もしこの米印3つ、皆さんの意見を今日いただいてってということで正副座長から出してもらったと思うんですけど、ヤングケアラーも僕は今の現代社会の中で特別なサポートが必要な人に入ってくるんじゃないのかなと思いますので、その辺をまた小島委員、藤根委員の御意見、やっぱり2つにしといた方がいいのか、ヤングケアラーは、そこはまたちょっとそぐわないのかっていうのは、また教えてもらえればと思います。

小島委員

今井委員のおっしゃるとおりで、ヤングケアラーを入れた方がいいのかどうかっていうのは、実は考えました。こども大綱の数値、現状値のところ、実はヤングケアラーの数値が挙げられています。57ページになるんですけども、自分はヤングケアラーに当てはまると思う人の割合というので、実は一番高いのが通信制の高校生で7.2%って出てるんですね。これは高校生という括りで調査をされた結果だと思うんですけども、子どもを何歳までというふうにこども大綱では区切っていません。ということを考えれば、高校生年代を超えた若者も含めてのヤングケアラーという捉え方をもう少し幅広にするべきではないのかなと思いました。発達に課題のある子どもたちや外国にルーツのある子どもたちも幅広になってそうなのかもしれませんが、やっぱりスポットを当てるべきは、いわゆる高校生年代ぐらいまでなのかなというふうに思うと、ここで少し括りを変えてもいいのではと思って、ヤングケアラーはそのまま生かせばいいのかなというふうに私は考えたところです。

ついでに言わせていただくと、通信制の高校生が一番高いということが上が

っているということは、三重県においてどうであろうかということはまだあんまりよくわかっておりません。要対協だとか民生委員、児童委員さんに聞いたところで、全ての年代を全然捕捉はできていませんので、この辺りをもう少し丁寧に県として把握する必要もあるのではないかというふうに思いますので、その意見も付け足しておきたいなと思います。そのように考えました。

今井委員

ありがとうございました。

ヤングケアラーって本当にここ最近問題になってきて、世古委員も一生懸命言ってもらってる。ですので、これはこれで1つの項目としてやってもらって、説明いただいたように、発達に課題がある、そして外国にルーツのある子どものところを特別になっていうことでまとめることに、今の説明で納得させてもらいましたので。

中森座長

整理の仕方はそのようにさせていただきます。

続けてどうですか。

世古委員

今、ちょっとヤングケアラーのことが出ましたので、この中身見ると、なかなか実態というものが掴みにくいんやっていうような話なんですけど、そうなったことを書くっていうとなると、他のやつと比べると、なんかちょっと違うと思うんですよ。もうちょっとこういう方向性を示していこうっていうことを大体書かれておるんですけど、そういうものがないまま提言内容を書いていくっていうけど、その実態がわからないことが問題やみたいな、ちょっと他と何かストーリーが違うような気がするんですけど、何かお考えがあるんでしたら聞かせていただきたいんですけど。

中森座長

対策への現状が微妙なところということについての御指摘ありました。

事務局としては。

小西企画法務課長

ヤングケアラーの部分につきまして、個別の取組を並べていくような議論がなされていないのかなというところで、ちょっと今は総論的な記述にとどめているというところがございます。

世古委員

そこまでいってないと思うんです。ヤングケアラーである人らがそういう状態であったので、どうなったんやっていうのは追及できてないところがあると思うんですよ。有識者の話の中でも、追求して行ってどこが課題やっていうのを見つければいいけど、今の現状はそうはなっていないけど、ここではヤングケアラーの支援、私も言わせてもらっていましたし、支援は必要やということがあるので、ただ議論はどうしていくかっていうのがまだないので、その辺りを考えやないかんのかなと思うんですけど。

今井委員

世古委員の言われてるのもよく理解させてもらおうんですけど、やっぱり今回のこの政策討論会議を設置したという大きな、正副議長の下で、その意義と、そして子どもに関する提言をするという中においては、今まだこの進行形の実態の調査も進んでいないかもわかりませんが、ヤングケアラーへの支援が重要なんだということにスポットを当てる。今回の提言の中でしっかりと位置づけるっていうことはとても重要なことで、それによって今後、世古委員の言われてるような実態がわかって、じゃあ何が足りないんだっていうことがわかっていくと思うので、今回の提言でそこを位置づけるという意味では、書き込みというのは必要なのかなと。総論的なものであっても必要なのかなというふうに個人的に思います。以上です。

世古委員

言われるとおりで、僕はこれを抜けとか言うとのじゃないんやけど、どういう方向にしてくんかなと。実態を掴んでいくことが大事だよっていうところにとどめるのか、他のはもうちょっと突っ込んだもので、その辺りの示し方を確認させていただいただけで、そういう意味なんです。

ヤングケアラーの支援については実態が掴めてないので、実態を掴んでいく

ことをしてかないかんというんで、まずはここで収めるんならそれはそれで何も異論ないところなんですけど、他の段落を見たときと若干ちょっと違う感覚がしたもんで、どうなのかなと思っただけで、全く異論を言うてるわけでございません。

中森座長

世古委員がおっしゃることはよくわかりますし、実態をしっかり掴むと同時に、分析をこれからしていかなくちゃいけない。課題がはっきりすれば、当然その課題について、やはり県としての施策を講じていかなきゃいけない。このとおりだと思いますので、そういう実態を掴むことを含む提言にさせていただきます。

今井委員

実態を把握することと、もし書き込むとなれば、相談体制の創設というのを書き込んでもらいたいなと思います。その方々が声をどこへ届けたらいいのかっていうところがないのも実態がわかりにくいところだと思うので、もし提言の中で書き込んでいただけるのであれば、そういったこともお願いしたいと思います。

中森座長

という御意見をいただきました。わかりました。ありがとうございます。
いろいろと御意見出てますけども、引き続き御意見ございますか。

小島委員

文章を書いていただくときの要望なんですけど、安全・安心のところ、今回この虐待ということは扱っていませんのでそれはいいと思うんですが、例えば暴力にさらされないことってとても大切だと思うので、そういうニュアンスを総論の中で言葉として入れといていただけたらなっていうのが1つと、それから、もう1点が、4ページの子どもの居場所のところなんですけど、文章にさせていただく中で、大人が考える居場所の意義にならないようにぜひしていただきたいなと思います。こども大綱の中の27ページのところなんですけど、そうだなと思ったんですけども、居場所とはこども・若者が遊んだり何もしなかったりっ

て書いてあるんですね。だから、何もしないでいることは、なんかせなっていうふうにしても大人って考えがちだと思うので、そんなニュアンスで伝わらないようにしていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

中森座長

御意見をいただきました。ありがとうございます。

引き続き、どうですか。

石田委員

今、小島委員が言われた居場所のところですが、前回の資料にもその長期的な視点を持つということも書いてありますので、今、居場所に居れないから、ちょっと命に関わるような場合なんかでも直ちに手を打たないかんかもしれへんけども、でもやっぱり原理原点は学校とか家庭とかにあった方がいいので、そういう長期的な視点というのを入れて文章を作り上げていただきたいということをお願いしておきます。

中森座長

ありがとうございます。

前日も石田委員からも御指摘をいただいていますので、最終的には長期的な視点をもろん入れながら、短期的な解決すべく内容も入れるということに整理をしたいと思います。

今日の段階でどうですかね。たくさん出ています。ありがたいんですけども、さらにございましたら承りますが。

副座長、どうですか。大体皆さん出ていますけれども、今後の、次回もう1回いただかなあかんけど、もし副議長が頭の中にあるようやったら、皆さんちょっと表明だけしといた方がいいかなという気がしたもんで。

杉本副座長

確認なんですけれども、6ページのところに、目標項目及び目標値を設定する際の考え方についての記載というのがあって、これはこれまでに皆さんから出された意見をもとに記述が入ってくるんですけど、先ほど稲垣委員が最初のところで、現状値をやっぱりきっちり把握するべきやと。ヤングケアラーについ

ては三重県の現状値がわからないので、どんな現状、実態がわからないので、こんな施策にせえよって言いにくいと。相談窓口はほしいけれどもって話だったので、やっぱり子ども施策を作っていくときには、三重県内の子どもたちの実態をしっかりと踏まえた上でっていうところは入れさせてもらった方がいいかなっていうことを聞かせてもらいました。全ての施策に通じることかなと思うので。

あとは、いくつか自分としても気がついていることはあるんですけど、それはまた正副座長案で示させていただくときに修正させていただけたらと思っています。

中森座長

副課長からは、最終正副座長案を作るについて、本日のところの、皆様方に意見として発表させていただきました。

大体、今日の段階はよろしいですか。

東委員

これまであまり議論がなかったところの発言をさせていただこうと思うんです。

それは冒頭、稲垣委員と今井委員が、コロナに対する対応から始まったと。この会議はそれで始まったんだと思うんです。ちょっと思うんですが、コロナによっていろんな影響が出ていて、振り返ると子ども全体の環境がこういうことだっというスキームできていますので、これはこれでできたんですが、ただ、こども家庭庁のこども大綱を見ますと、例えばですけども、これ全部を熟読したわけじゃないんですが、子どもの育ちの時系列ですね。子どもの権利条約4つの原則っていうこのペーパーをいただく中で、子どもにとっての最善の利益という言葉が昔から児童福祉法の中で最善の利益っていう環境を、コロナっていうところをまずしっかり押さえるのは確かなんですが、子どもの最善の利益ということについて、私自身ずっと取り組んできた、自身の課題として取り組んできたのが、この切れ目のない、つまり24ページですね。ライフステージ別の重要事項というのがずっと押さえられていまして、子どもの誕生前から幼児期についてこのつなぎの部分ですね。幼保小連携もそうなんです。やっぱり子ども全体の育ちということになると、例えば、子ども条例って理念条例ですので、そこいら

も提言の1つに入れられて、新たな課題なので、今更かって言われる方もいらっしゃると思うんですけども、例えば社会、妊娠・出産・育児のところで行くと、いわゆる産婆さんと言われた助産師さんが随分活躍した時代からもう30年経つともうほとんどゼロに等しいんです。病院で出産する、それはそれでいいと思うんです、安全ということで。そういうのも社会の変革であって、この愛着形成とあって書いてある24ページの下から5行目ぐらいに、乳児期における愛着形成が非認知能力とか自己肯定感とあっていうエビデンスもあります。

そういったところも何か提言の中に、ちょっと幅広になります、例えばこの話は母子保健やから市町の話ですとか、例えばこの話は子ども・福祉部の話ですとか、医療保健部の話ですとか住み分けされてしまうんですね。それを一体的に今回政府で取りまとめられたこども大綱の中では、やっぱりライフステージ毎にそれぞれの課題があるんだよねって示していただいたのは、なるほど、さすがやなとちょっと思いつつ、それぞれの発達段階に応じて課題が捉えられているのかなというふうなことが感想でした。

振り返って、この今の段階で2つあると思うんです。子ども条例を、理念条例を改正するというタイミングの中で、少し幅広に、はじめにという前文で入れるかどうかは別として、そういった課題も十分視野に入れながら検討すべきじゃないかなというようなことを入れられてはどうか。今までちょっと議論してこなかったことなので、ちょっとおやっと思われる方いらっしゃると思うんですが、ちょっと御提案を申し上げたいと思います。

中森座長

ありがとうございます。

私どもの提言の中には、まず大きく1番は、三重県子ども条例の改正についてコメントするというのも当然含まれていますので、もともと理念条例がこの際いろんな意味で、提言は十分必要なところについては第1項目であげるということをまず1つ。大きく2つに子ども施策の展開ということで今、細かい話をしてるわけです。

子ども条例の改正について意見を述べるについては、今、言った意見も含めた意見を提言の中に組み込んで、できるところは組み込んでいって、次回か次々回には子ども条例の改正の中の案を、正副座長案を出しますので、そこで皆様方にお諮りできるかなと思います。

稲垣委員

今、東委員に言っていたことは私も同じというか、結構議論があったかなってふうにむしろ感じる場所もあって、今井委員も言ってもらったみたい
に3ページの1番のところ、幼児期から高等学校まで、要は切れ目のないって
いうのはこの辺にも触れてもらって多分文章ができてくるんだろうと思います
し、あと非認知能力に関わることは、4ページの①体験活動のところ、自己肯定
感とかいろいろ書いてもらってありますけど、こういうところに非認知能力に
関する重要性というか、その辺りが触れていただくのかなって思う
のと、あと、この最後の6ページの②のところ、全ての部局が子どもの視点を
持った施策の展開ということで、要は部局またがるので、今、まさに言っていた
ように、これはここ、これはここじゃなくて、やっぱり全ての施策が子
どもの視点でいるよねってようなことを施策の展開にはいるよっていうよ
うなことも、ちょっとこの辺りもこれから展開の視点として触れてもらって
あるので、今、まさに言ってもらったような内容をこの文章としていただきたい
なと私も思います。

その中で、やはり子ども条例というのは大事だと思うので、例えばこの全ての
部局が子どもの視点を持った施策の展開というのは、県の条例に上位、下位はな
い。何が上位法でってというのは多分ないんだろうと思うんです。憲法が上とか、
そういうのはないんだろうと思うんですが、だからそういう上とか下って
いうのはなかなか書きにくいんでしょうけど、ただ、子ども条例というものがや
っぱり全ての子ども施策の三重県政の中で柱になる条例なんだっていう捉え
方で、この条例を改正してほしいという趣旨を入れてほしいってことが根本に
あって、さっき東委員が言っていた内容につながっていくのかなと思います
ので、やっぱり子ども条例というのはもう基本なんだと。これに基づいて、
これは作った部局が意識するだけのものじゃなくて、全ての部局が意識を
して、この条例を子ども施策に取り込むと。それぞれ施策の中に子どもの視
点を入れるということなんですよっていうようなことを条例の中に入れてほ
しいっていうことかなって思うふうに私は思いますので、ぜひそういう形で
条例をしていただけたらなと思います。

杉本副座長

東委員の趣旨はこうなのかなっていうことを確認させていただきたいんですけども、この大綱の24ページのさっき東委員が読み上げられたところなんですけれども、乳幼児期のまたからその多様性、子どもの育ちは多様である。その多様性を尊重しつつ、保護者・養育者の子育てを支えることだけでなく、こどもの育ちに係る質にも社会がしっかりと目を向けて、このこどもの育ちっていうところが子ども条例に関わってくることで、そしてその根本は愛着、ウェルビーイング、要するに自己肯定感を担保するというか高めるっていうところが、ウェルビーイングがまず最初ですよ。そのウェルビーイングの一番の基礎はこの愛着形成ですよっていうことを東委員は言いたくて、先ほどの稲垣委員と同じ方向性で、そこの内容的なところにこの考え方をに入れていただきたいと。子ども条例なら、子どもの育ちの基本はここだよっていうのをに入れていただきたいということで、言われたというふうに確認させていただいていいですか。

東委員

おっしゃるとおりです。稲垣委員の発言もありがとうございます。同意いただきましたような感じで、副座長の話もそのとおり。愛着形成っていうのはどうやって作るのかっていうのがもう妊娠期から始まる話なので、そこから大事に子どもというのは命を大事に育てようっていうのがもうベースにないといけないんだと思う。

少しだけ、1、2分だけちょっと時間いただきたいのは、実は神奈川に在籍していて、児相で扱った案件が千葉へ移転しましたと。そこで、それが引き継がれなかったんですね、情報が。これは県をまたぐとか市町をまたぐと、例えばこの間、松阪に育ちの丘っていうのがありまして、育ちの会っていうのがありまして、そこでちょっと聴き取りさせてもらったんですが、結局、子どもたちも家の事情で転居すると。今まで四日市に住んでいました。それが松阪へ移動しました。松阪の人が違うところに行きました。それまで、いわゆるパーソナルカルテみたいなものがあるんです。特に発達療育をしている子どもたちが引き継がれるかっていう課題もやっぱりあるので、それは単なる情報共有だけなんですけれども、これも部局間横断をするということと、各市町が、今井委員も前回言っていた幼保小連携もそうなんです。結局、各市町によってまちまちだと、県としての役割はじゃあ何って言うと、やっぱり連携をしていただくというようなことも含めて、子ども中心であれば、もうどこの町に住んでいようが一緒のサービ

スを受けるべきだというのが根本にないといかんという思いがあります。

杉本副座長

おっしゃるとおりだと思います。

加えて、提言のスタンスは、ウェルビーイング、自己肯定感、愛着形成が大事だけれども、それを奪われてしまう子、そういう環境に育たない子どもたちの支援をどうしていくか。その支援の具体策であるとか方向性を示すのが私たちの提言っていうことでよろしいでしょうか。

東委員

そうですね。

中森座長

ありがとうございます。

多くの御意見をいただいておりますが、どうですか。本日はこのぐらいで。

稲森委員

言い残したらあかんの。

5ページで、さっき言ったことにも関わるんですが、生まれ育った環境にかかわらず誰一人取り残されないっていう立場で提言をしていってほしいなという思いの中で、以前の子どもの貧困対策計画の中でも、確かモニタリング指標みたいなのに入っていた項目で、児童養護施設を退所した後の子どもの、特に大学への進学率というのはものすごい全体との格差があって、そこはほとんど変わっていない。全体が多分6割ぐらい高等教育機関に行く中で、そういう施設の子は3割、30%台か、もっと低かったと思うんですが、これはもうその生まれ育った環境によって人生が左右されているって思わざるをえないようなところなので、ここにアプローチとして書いてあるのが子どもの学習支援ということがあるんですが、本当にそれだけの問題なのかどうかっていうことの分析も必要ですし、とにかくこの数字を追いかける中で、高校の進学率というのは大体、大分差はなくなってきたのかなと思うんですが、大学への進学率っていうことで見ると、ひとり親家庭であるとか生活保護世帯であるとか児童養護施設を退所した人であったりとかっていうところで大きな差があるままなので、特にその大学への進

学率っていうところに着目した対策というのをもっと力を入れていっていただかなあかなというふうに思っているんですが、いかがでしょうかね。

中森座長

という御意見をいただきました。同趣旨の意見は前にも聞いたような気がします。そのとおりです。ありがとうございます。

貴重な御意見をたくさんいただいております。

今日いただいた御意見は、我々、正副座長はしっかりと受けとめております。もちろん事務局も記録もしておりますので、今日の段階は承ったということで、それを踏まえて次回の会議で、当然それを踏まえた内容で、そろそろ正副座長案を持っていきたいと思いますが、次回もこの現在のこの素案をもとにしっかりと、もし今日申し上げてなかったってまたお気づきの点があったら、次回を最終としたいなと思っております。この案に対する御意見を、それを最終として正副座長案を作りますので、その後はそれぞれまた会派へ持ち帰っていただくとか、文言修正、ちょっと表現を少し工夫してほしいとかいうことについては当然あるかと思えますけども、そのようなまとめ方をこれから進めたいなと思っております。

今日の段階でたくさんいただきましたので、本日は、そろそろ終了してもよろしいですか。

稲垣委員

今回は、もう一遍この素案でやるんですか。この素案に対する意見を持ってくる場ですか。

案に正副座長にまとめていただいたのを出していただいたのを議論するのか、もう1回これでやるのかだけちょっと確認を。

中森座長

というご意見ですので、事務局と正副座長は、今日いただいたのは当然わかっているんですけども、それを整理するのか、整理をするのは保留にしといて、整理するのはわかっているんですけども、今回はこの今日出したやつをもとにさらに延長で御意見をいただくのかという御質問です。

小西企画法務課長

この後の委員協議でまた詳しく御相談しようかと思っていたんですが、皆様に御了解いただければ、今回いただいた案をベースに次回、正副座長案を作っていきたいと思うんですが、ちょっとたくさん御意見もいただきましたので、ちょっとお時間をいただきたいなというのをこの後、御説明させていただきたいと思っております。

中森座長

もう正直というか、平たく言うと、今日いきなり出して、そんなん急に意見は言われへんという人もおられることを想定すると、次回きちっと整理、次回でこの今日のやつで意見を求めようと実は想定してたんですけども、今日は結構出してくれていますので、相当出してくれたんではないかと。そうすると、正副座長案を早期にそろそろまとめに入らないといけないのかなという感じになっていまして、次回は、今、事務局として時間をいただかなくてはいけないということも含めて、この後の委員協議で相談させていただきます。それを受けて、委員協議で決まったことで、次回以降のこの正副座長案の提出時期、それから各会派へお持ち帰りする時期を最終そこで整理をしたいなと思います。

ということで、たくさん御意見をいただきました。本日いただいた御意見を参考に次回に反映させていただくということで、本日の会議は終了といたします。ありがとうございました。

本日、御協議いただく事項は以上となります。御協議以外で何かございますか。ないようですので、第 12 回子どもに関する政策討論会議を閉会いたします。委員の方は御協議願うことですので、そのままお待ちください。

(以上)